

平成13年 第5回臨時会

厚岸町議会議録

平成13年11月26日 開会
平成13年11月26日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成13年厚岸町議会 第5回臨時会 議録		
招 集 期 日	平成13年11月26日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開催日時	開 会	平成13年11月26日 午前10時00分
	閉 会	平成13年11月26日 午前11時00分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果、出席議員 19名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一		
議事係長	板 屋 英 志		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖		
助役	鈴木 英世		
収入役	君澤 英二		
総務課長	大沼 隆		
企画財政課長	黒田 庄司		
保健福祉課長	斉藤 健一		
保健福祉課長補佐	大崎 広也		
教育長	富澤 泰		
教育委員会管理課長	田辺 正保		
教育委員会体育振興課長	澤向 邦夫		
水道課長	山崎 国雄		
病院事務長	大野 繁嗣		
病院事務次長	林 讓治		

1. 会議録署名議員

議席 16 番	音喜多 政東	議席 18 番	中屋 敦
---------	--------	---------	------

1. 会 期

11月26日から11月26日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第5回臨時会議事日程

(13・11・26)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告書
第3		会期の決定
第4		行政報告
第5	陳情第3号	中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書
第6	発議案第4号	厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第100号	特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第101号	職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第102号	厚岸町予防接種費用徴収条例の制定について

議長 ただ今より、平成13年厚岸町議会第5回臨時会を開会いたします。

開会時刻10時00分

議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番 音喜多議員、18番 中屋議員を指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。

3番、田宮議員。

3番 今朝ほど午前9時から第13回議会運営委員会を開会いたしまして、第5回臨時会の議事運営について協議をいたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

一つは報告についてであります。教育長より行政報告がございます。

二つ目、『中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書』。これにつきましては、産業建設常任委員会に付託をして、より一層精査をするということになりました。

その次は、議会提出の案件であります。「決議案第4号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提案されます。

次に、町長提案の議案であります。議案第100号から第102号まで、条例制定が3件であります。

次に、会期の決定であります。11月26日、本日1日間とすることにいたしました。

以上、報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間とい

たしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

議長 日程第4、教育長から教育行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

教育長。

教育長 教育委員会より厚岸町B&G海洋センター体育館で起きました、使用者の負傷事故について行政報告をいたします。

去る11月13日午後5時50分頃、厚岸町B&G海洋センター体育館におきまして、町内住の江町にお住まいの栗岡博さんの長女で、北海道厚岸潮見高等学校1年生栗岡沙耶花さん16歳が、学校の部活動でソフトテニスを練習中、体育館後部壁面に設置してあります火災報知器の金属製防球カバーにぶつかり、左耳付け根を負傷いたしました。事故原因は火災報知器の防球カバーが破損していたため、その破損した箇所につかかったことによるものであります。事故後直ちに町立厚岸病院に収容し診断の結果、傷病名左耳介切創で、全治10日程度と判明いたしました。その後通院して治療に努めて頂きましたところ、今日現在、通院の必要がないほどまで回復いたしました。沙耶花さん及び両親には誠に申し訳なく、改めて心からお詫びいたしたいと思っております。

事故原因の破損箇所は直ちに修繕を行うとともに、体育施設全体の再点検を実施いたしました。係る事故を起こしたことは誠に残念であり、今後このような事故が二度と起きないように、施設管理の万全を期して参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告といたします。

議長 これより行政報告に対する質疑を行います。なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめて頂きます。

（な し）

議長 なければ、以上で行政報告を終わります。

議長 日程第5、陳情第3号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書を議題といたします。

職員朗読を行います。

議事係長 職員朗読（朗読内容省略）

議長 これより質疑を行います。

（なし）

議長 なければ、質疑を終わります。

本陳情については、産業建設常任委員会に付託し、次回定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本陳情は産業建設常任委員会に付託し、次回定例会まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長 日程第6、発議案第4号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員朗読を行います。

議事係長 職員朗読（朗読内容省略）

議長 提出者であります、稲井議員に提案理由の説明を求めます。

1番 稲井議員。

ただ今、上程いただきました、発議案第4号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本件につきましては、去る11月9日に開催されました議員協議会におきまして話し合いをいたしました結果、私ども町議会議員の期末手当を削減すべく条例改正案を提案するものです。内容といたしましては、協議会の話し合いのとおり、12月に支給されます期末手当を職員と同様に0.05月分削減して、年間の手当支給を4.70月分にするというものであります。議員各位におかれましては事情を賢察のうえ、ご承認頂けますようお願い申し上げます。大変簡単ですけれども提案理由の説明といたします。

議長 これより質疑を行います。

（なし）

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第7、議案第100号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただ今、上程をいただきました、議案第100号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明申し上げます。

町長、助役、収入役、及び教育長の期末手当の年間支給割合は、現在それぞれの条例において、平成12年11月30日から期末手当基礎額の「100分の475月分」と規定されております。本件に関しましては、過日、厚岸町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づきまして同審議会にお諮りをいたしましたところ、一般職の人事院に倣った改正同様に、12月期の期末手当支給割合を100の5月分引き下げるのが適当であるという答申を頂きましたので、これを尊重させて頂き、本議案の上程をさせて頂いたものであります。

おそれ入りますが、議案1ページをお開き願います。先ず、第1条の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。この条例中第5条第2項で各期別の期末手当の支給割合を規定しております。この内12月の支給割合、現行「100分の215」を100分の5引き下げ、「100分の210」に改める内容でございます。

次に、第2条の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。これも第1条の改正内容と同様でございますので、説明を省略させて頂きたいと存じます。

附則につきましては、12月期の期末手当の支給基準日を12月1日と規定しておりますことから、この条例の施行日を平成13年11月30日とする内容でございます。

なお、これらの改正に伴います予算の減額は合計で約17万円となりますが、予算の補正につきましては、12月定例町議会において上程させて頂く予定でありますことをご了承頂きたいと思っております。

以上、非常に簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認頂きますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

議長 これより質疑を行います。
(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第8、議案第101号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 上程をいただきました、議案第101号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明申し上げます。

人事院が去る8月8日、国会及び内閣に対しまして一般職の職員の給与等について報告をし、給与の改正について勧告を行っております。本年の勧告は完全失業率が過去最高水準になるなど、引き続き厳しい経済・雇用情勢の中、基本給については昨年引き続き改定を見送るとともに、諸手当についても改定を行わないこととし、官民給与格差の年額に見合う額3,756円、月にしまして313円については給与表での改定が困難でありますことから、原則として一律に特例一時金として3月に支給することとしております。又、期末手当につきましては、12月期の支給割合を0.05月分引き下げ、これによって期末勤勉手当の年間の支給割合は現行「4.75月」から「4.70月」とするものでございます。

議案の2ページをお開き頂きたいと思っております。第1条の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、この条例の第16条の3第2項の改正は、12月期の期末手当の支給割合を現行「100分の160月」から「100分の155月」に0.05月分引き下げるという内容でございます。

次に、附則に第8項以降、五つの項を加える改正についてであります。先ず第8項は官民格差を解消するための特別措置として、当分の間は各年度の3月1日に在職する職員に対しまして、3月中の規則で定める日に特例一時金を支給するという内容でございます。第9項は特例一時金の額を3,756円とし、その年度の4月1日から3月1日までの期間において給与の支給されない、所謂無給期間がある職員につきましては3,756円を超えない範囲でその期間を考慮して規則で定める額、月割りという考え方でございますが、これを月割りで支給するという内容でございます。第10項は、3月1日の基準日に育児休業している職員については、前項の規定同様に月割りで特例一時金を支給するものであります。後段の但し書きにつきましては、その全期間が給与の支給されない無給期間であった時は、その一時金を支給しないとする内容でございます。第11項は特例一時金が支給される間が、第2条第1項で定める給与の種類に特例一時金という文言を加え、第15条の2第2項及び第3項では職員が結核や心身の故障により休職する場合の給与の減額を規定しておりますが、この一時金もその対象とし、更に同条第4項では刑事事件に関し起訴され休職している場合の給与の減額について規定しておりますが、この一時金もその対象とするため、それぞれ特例一時金という文言を加えることとするものであります。第12条は附則第8項から第11項までに規定するもののほか、特例一時金の支給に関する規則への委任を規定したものでございます。

次に、第2条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する内容でございますが第1条同様、条項番号が異なるほか改正の内容については第1条と同様でございますので、説明を省略させていただきますと存じます。

この一部改正条例の施行につきましては条例の施行日を交付の日とし、平成13年4月1日に遡って適用しようとするものでございます。

なお、これらの条例改正に伴います特例一時金に関します所要額は一般会計で83万76円、その他特別会計、水道、病院会計の全てを含めると、全会計で127万3,287円と算定してございます。期末手当の0.05月分の引き下げでございますが、これの減額は一般会計で471万9,634円、水道・病院等を含む全会計で689万4,765円と算定しておりますが、これらに関します予算の補正につきましては先の議案同様、12月の定例町議会に上程させて頂きたいと考えております。

以上、大変雑ばくな説明ではありますがご審議を頂き、ご承認頂けますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 これより質疑を行います。

9 番 9番、木村議員。

議 長 今の説明にありました一時金について、貴方の説明したとおりだと思いますが、もうちょっと我々レベルで分かるように教えてくださいませんか。他の皆さんは分かっているしやと思います、私は分からないものですから。

議 長 総務課長。

総務課長 特例一時金に関しましては、人事院の方で官民格差の調査をいたしまして、これが年間 3,756円分、民間の方が高いという調査結果が出ています。これを通常であります職員員の俸給表に反映をいたしまして、それぞれ改定を行うという運びになるわけですが、この格差が非常に低いということと、この 3,756円を給与表に配分をして張り付けるとするのが非常に困難であるという判断からですね、3月に一括して一時金として支給しようとする内容でございます。

議 長 9番、木村議員。

9 番 要は民間より安いと、公務員がね。したがって、細かくてしょうがないから、1年に1回その分をまとめて払うと。これが 3,756円であると、こういうことですね。

どこを基準にして違うと言ったものか、この人事院勧告なるものも分かりませんから、ここで議論してもしょうがないから止めます、分かりました。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第9、議案第102号 厚岸町予防接種費用徴収条例の制定についてを議題といたします。

職員員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長 ただ今、上程いただきました、議案第102号 厚岸町予防接種費用徴収条例を昭和36年厚岸町条例第8号で制定いたしました予防接種実費徴収条例の全部を改正して制定する、その提案理由を説明申し上げます。

近年、高齢者がインフルエンザに罹患をし、死亡または重症化する事例が社会問題化していることに対応するため、高齢者へのインフルエンザ予防接種の対象疾病に追加する予防接種法の一部を改正する法律、これが平成13年11月7日に施行され同日適用されたことに伴いまして、インフルエンザ予防接種を促進させ、高齢者個人の発病・重症化を防ぐことを主の目的として、市町村長が行う予防接種法の対象疾病に追加されました。現行の七つの疾患とは別に、努力義務を課さない2類疾病として位置付けられております。現在行われておりますインフルエンザ予防接種は任意の接種で、個人が各医療機関で1回につき、厚岸町の場合でございますけれども 2,500円で接種を受けておりますけれども、予防接種法の改正によりまして、公告を行うことで事業主体が市町村となります。市町村が当然その負担をすることになりますけれども、市町村は実情によりまして費用の一部を徴収することも可能なことから、当町といたしましてはインフルエンザ予防接種が集団予防の目的に比重をおいた1類疾病とは異なり、個人予防を目的に比重をおいた2類疾病という位置付けの中でありますので費用の一部を徴収いたしたく、今回の条例制定を行うものでございます。費用徴収にあたりましては、現行の予防接種実費徴収条例で費用の徴収金額や期間の規定が明記されていないため、条例の全部を改正して定めるものでございます。

なお、条例制定後、速やかに実施機関の公告を行いまして、町の責任によりインフルエンザ予防接種を行って参りますけれども、既にこれらの接種につきましては11月1日から町内医療機関におきまして実施されております。2,500円を接種者から各医療機関が頂いている格好になっておりますけれども、本条例を含めてですね、11月1日から接種を受けている方につきましては、1,050円を差し引きまして1,150円の助成を行うことを考えております。

議案の5ページをお開き願いたいと思います。厚岸町予防接種費用徴収条例、予防接種実費徴収条例（昭和36年厚岸町条例第8号）の全部を改正するものでございます。

第1条の目的でございます、この条例は予防接種法第3条の規定に基づき厚岸町が実施する予防接種のうち、インフルエンザの予防接種について、同法第24条の規定により

町長がその費用を徴収することに関し、必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条でございますけれども、費用の徴収でございます。厚岸町は予防接種を受けようとする者から、予防接種に係る費用の一部を徴収するものとする。第2項でございますけれども、前項に規定する費用の一部は、町長が別に公告する予防接種の実施期間において徴収するものとする。今年度につきましては、12月1日から1月31日までを実施期間として公告する予定であります。

第3条、費用の額でございますけれども、前条第1項の規定により接種希望者から徴収する費用の一部の額は1回につき1,050円とし、接種希望者はこれを前納しなければならないと定めるものでございます。

第4条でございます。費用の免除でございますけれども、町長は接種希望者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるときは、当該費用を免除するものでございます。生活保護受給者への免除規定でございます。

第5条、対象者でございますけれども、予防接種の対象者は厚岸町に住所を有する者で、かつ、予防接種法施行令第1条に規定する者でございます。予防接種法施行令第1条に規定する者とは65歳以上の方、それと60歳以上で64歳未満の方であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能、または人免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する者でございます。基本的に言いますと、身体障害者1級の手帳を持たれる方の一でございます。この方々につきましては、12月1日を基準日と考えますと、65歳以上の方が2,732人、60歳から64歳までの障害を持たれている方が6人を想定しておりまして、全部で2,738人が該当者になろうかと考えております。

第6条でございますけれども、接種の申込み等でございますが、接種希望者は必要な書類を添えて、予め町長に申込みをしなければならない。第2項でございます、町長は前項の規定による申込みを受けたときは、第5条の規定に基づく対象の有無を調査し、その結果を予防接種希望者に通知するものとするものでございます。

第7条、委任でございますけれども、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

3番 田宮議員。

若干お伺いしますが、いま言われたとおりですね、10月31日に参議院本会議で可決をされて11月7日から施行されたと。改正の主な理由は、高齢者の予防接種の促進のためと言われているわけですね。それで、この条例はそのことを特に謳ってはいないわけなので、これは全ての予防接種ではなく、インフルエンザを対象にして、更に高齢者を対象にしておられるんだと、こういうことなんですか。どうなんですか、その辺は。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今回の徴収条例でございますから、インフルエンザに限っての項目しか入ってございません。先ほど提案理由でもご説明いたしましたけれども、法定措置として七つの子供を中心とする予防接種がございますけれども、これについては今まで料金と言いますか、一部負担を取ってございませぬし、法定措置ということの1類に分類されているということになります。ですから、これについて徴収をするということになるとですね、この条例の中に加えていかなければならないことになりまして、今の所はそういう考え方は持ってございませぬし、特に2類の今まで個人に属すると言いますか、帰属する部分がある予防接種ということで、料金も含めて取ることが出来るということでございますので、厚岸町といたしましては、その予防接種の材料費と言いますか、ワクチンを含めて1,050円をこの条例に基づき徴収していきたい。ですから、基本的にはこの条例の中で、もし他の予防接種も含めて料金を徴収するようなことがあれば、この中で全部改正もしくは一部改正でやっていく形になろうかと思っております。

議長 3番、田宮議員。

3番 公費で一部負担をすると、こういうことですね。厚岸町の場合は2,500円であるけれども、町が一部負担をして1,050円でやるんだということですね。大体予想として、どの位の支出を考えておられるのか。話に聞きますと、厚生労働省は大体高齢者の30%が予防接種を受けると予想して、交付税措置をするんだというようなことを言っているようですが、その点ではどうなのかと。

それから、もう一つは減免の規定でありますけれども、ここでは生活保護者については免除しますということになっておりますね。これは法23条で経済的な理由によって負担が出来ないという場合には、免除することが出来るというように規定された所に根拠をおいていると思うんですが、かつて厚生省の時代に予防接種法の逐条解説がやられてい

ると。その中で、国が減免の対象を決めているんですね。それは一つには、生活保護が3番目に入っておりますが、一つには所得割、住民税が所得割以下の人。それから、住民税の非課税の者。これを対象にして減免を行うという範囲がですね、その逐条解説の中で示されていると。これは国庫負担について範囲を定めたものと言われているわけですが、そういうことに照らしてみると、もう少し範囲を広げる必要があるのではないかと考えるのですが、その点では如何なのかということでもあります。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

費用の関係を含めてでございますけれども、平成12年度に65歳以上と称する方々でインフルエンザワクチンを接種したのは592名という数値をおさえております。厚生省はご存知のとおり、65歳以上の大体30%が予定されているということでありまして、私共もですね、厚岸ですと大体812人という想定をしておりますけれども、12月の定例会の予算の中で一応800人を想定して予算化をする予定になってございます。それらの経費につきましては先ほども説明いたしましたけれども、12月1日から公告をする予定でございますから、その前の方々をどうするのかということになりますと、12月1日以降の方と既に受けている方の整合性を保ってあげなければいけないということで、助成措置をとるという形になっております。ですから、250人に一応助成をする形、先週の段階で230ちょっとの数字が既に受けられている数字でございます。250人を助成の形。12月1日からは一応550人をですね、2,500円という単価で医療機関に委託契約しようと考えておりまして、その経費が173万7,500円と考えております。収入につきましては、550人分還付の形になりますから、550人分しか入って参りませんので、57万7,500円を負担金で受ける形ということで、この予算措置を含めて考えている内容でございます。

それと経済的理由の部分でのご質問でございますけれども、確かに予防接種法の中で、所得の少ない方についての軽減策という部分で、色んな定め方があると思います。所得を含めて調べていく方法を含めてあるかと思っておりますけれども、私共といたしましては生活保護基準、それに準じる方々も含めておられるわけでございますけれども、所得の部分も町が定める条例でいくわけでございますけれども、想定した以内で今回は作らせて頂いた。ただ、管内的に非常にこれらの予防接種の取り扱いバラバラの状況でございますし、私共はそれらの整合性を含めて、料金を取るということは実費徴収条例としてありましたけれども、今まで実際的に実費徴収条例を動かしておりませんので、いずれにいたしましても、今年度は一部そういうことも含めて検討はさせて頂きたいと思っております。

けれども、取り敢えずこれで走らせて頂きたいと思っております。

議長
3番

3番、田宮議員。

特に減免の問題につきましては、少なくとも国が予防接種費の国庫負担に関して、減免の対象の範囲を決めていたと。これは旧法でありますから、今このまま持ち込めるかどうかは分かりませんが、少なくともそういう趣旨であったわけなので、その点からいくとですね、高齢者については交付税措置をするんだと言っているわけでありまして、当然この減免の対象範囲についてもですね、その措置が講じられるというように考えるわけなんです。そうしますと、少なくとも国がそう言っているわけですから、減免の範囲を生活保護者免除だけに止めないで、やはり広げる必要があるのではないかと。特に現在のような不況が長引いている状況の中で、そういうことが必要なのではと思うんですが、再度お答えを頂きたいと思っております。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

基本的に言いますと、それらの関係につきましては交付税措置の中で、当初の普通交付税の中の感染症予防対策として一般財源に入っているということでございます。趣旨としてですね、この旧法を含めて生きておりますので、検討はして参りたいと思っておりますけれども、ただ、そうなりますと所得の部分の調査を含めて、個人から色んな意味でのですね、個人情報の保護の関係もございまして、判を頂きまして調査をして決めていくという状況にもなろうかと思っております。いずれにいたしましても、そういう方々を含めて、国の言っている部分の人員把握も含めてですね、していかなければならないと思っておりますけれども、その辺のことを含めましてですね、検討はして参りたいと思っております。ただ、今の部分ではそこまで想定をしていないで進めておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

議長

他にございませんか。

10番

10番、室崎議員。

本論に入る前に申し上げますが、インフルエンザのワクチンについては色んな議論がありますよね。私は決してインフルエンザワクチンに問題があって止めた方が良くはないかという立場で聞いているわけではないので、その点をご理解をさせて頂きたいのですが。

実はインフルエンザワクチンについては、かつて公的予防接種をやっていたんですけども、効果並びに副作用の論議のために個人の接種に切り替わっております。それが

今回また、公的な接種ということになったわけですね。それで、関連団体や或いは専門家の間からはですね、その効果、それから特に高齢者や幼児に対しての副作用、これについては非常に大きな疑問を投げ掛ける向きもあるわけです。そういう中で、今回予防接種法が変わりまして、それに基づいて厚岸町もやらなければならないということになっているので、ちょっと2・3お聞きするんですが。

先ず一つは、先ほど3番議員さん方からの質問にも出ておりましたが、ちょっと答弁の方を確認したいんですが、予防接種法では現在「当分の間」というのが付いて、確か65歳以上が高齢者になっているわけですね。したがって、条例の方ではそういう制限は全く入っていないんですよ。そうすると、当分の間ということですから、ある時期になるとポンとそこのたがが外れまして、年齢制限なしということになった時には、この条例はそのままそれを受け取るつもりで作っているのかどうか、それが第1点ですね。

その次に、11月は既に250人が受けているであろうと、はっきり把握しているのは230人位だけれども。それで12月で550人、合わせて800人を考えているという話がありました。12月については、完全にこの条例に基づいた公的な予防接種になりますね。11月については、個人による予防接種であると、性質が違うんだと。しかし、経費の面でその間に差を付けるのは宜しくないから助成をするということは、健康被害やそういうものの救済に関しても同様に扱いたいという意味であるのかどうか。それとも費用だけの問題であって、そういう問題については一切関知しませんということなのかどうか。

その次に、一部からそういう疑念も出ておりますし、そういう実態もあるという話を聞いているんですけども、これは何も特定疾病や此処で条例に記載されている自己免疫不全とか、そういう方だけではなくて、ごく普通の人の間にも起こる可能性はないとは言えないですね。したがって、ワクチンによる健康被害とその救済という制度はきちんとしたものが必要であると思われまますので、その点についてのご説明も頂きたい、合わせて厚岸町の考えもお聞かせ頂きたい。

それから、この法律が通るにあたりまして、付帯決議が付いております。それはどうなのかというと、一つはインフォームドコンセプト、要するにきちんとした説明をして、その受ける方の自己判断の情報を提供しなさいということですね。だから、プラスばかりではありませんよと、万が一のマイナスもあるんですよということを理解して貰いなさいということです。

それともう一つはですね、先程から法改正の時の趣意と言いますか、提出趣意に基づ

いての説明だと思うんですが、高齢者の間でインフルエンザが非常に流行りましたよね。そして亡くなる人が随分出た、去年あたりもね。それで、こういうような動きになったというのは良く分かるんですが、その点に関しては高齢者施設の良好な居住環境の確保等ですね、これは病院についても同じことだと思うんですが、そういう中にインフルエンザの菌を持ち込むということ自体がとんでもない問題だということ、その点についてのきちんとした対応をしなさいと。現実にはどの施設でもインフルエンザが流行ったわけではないんですよ。インフルエンザが非常に蔓延してバタバタと倒れた施設と、全くなかった施設があるんですね。したがって、その辺りのことについての議論の中から、国会でもこういう付帯決議が付けられておりますけれども、それを受けての条例制定にあたって町としての考え方と、具体的にどのように行っていこうと考えているのか、その点についてお聞かせを頂きたい。

議 長
保健福祉課 長

保健福祉課長。

インフルエンザを含めて、集団接種が個別接種になってきた。今回の提案されている予防接種の改正につきましても、2類分類になったということでもありますから、努力義務を課さないという表現になっております。ですから、個別接種を十分に取り入れた中での2類分類、2類というのは初めて出てきたんですけども、私はそのように理解をしております。ただ、その中でこの条例の作りでございますけれども、インフルエンザに限り年齢枠が撤廃になった時に、これを適用できるのかといいますと、法がそうなる出来形にはなっていると思っております。いずれにいたしましても、法改正・一部法改正があったとしましたら、この徴収条例も含めて手直しをしなければいけないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、いま言われている議員の質問からすると、予防接種に限って言うと65歳とは定まってはございませんし、国の部分で定まっておりますので、それらについては、この適用は出来得るものと考えております。

それと、法的接種と任意接種の関係でございますけれども、法的な接種になりますと予防接種健康被害救済制度の適用を受ける、法の20条でございますけれども。これについても高齢者がインフルエンザの予防接種を受ける場合には、被害についての適用を受けます。けれども、11月末までに既に任意接種を受けられた方につきましてはどうかというと、対病院と行っている医薬品の副作用被害救済制度というのがございますけれども、結果的には厚生労働省の判定、若しくは通知ということがその中で行われて、任意接種についての救済制度がありますけれども、町で作っております救済制度の適用を受

けると。ただ、これにつきましては厚生労働省の判断なのか、都道府県医師会、若しくは私共の医師も含めて国医師会の中でお願いしているドクターの判断等の中で健康被害を決めていくのか、ちょっと差があるのかなと思いますけれども、基本的な救済制度は障害年金とか死亡一時金、葬祭料、医療費、医療手当を含めてですね、そう変わらないシステムとっております。ただ、救済制度自体がですね、判断する所がちょっと違うという状況になると思います。いずれにしても、こういうことが起きた時については、同じような救済制度が生きているというふうに私共は理解をしております。

それとインフォームドコンセプトでございますけれども、今は2で進めているわけでございますけれども、インフルエンザを受けるという部分でのお客様に対する医師のきちんとした説明ということで、基本的には私も委託で医療機関をお願いをしようと思っておりますけれども、その辺のきちんとした情報の提供ということを言われているのかと思います。ただ、それらのことを何が何でも法定接種の意味合いの中で物事を進めようと思っておりますし、いずれにいたしましても、今週中に委託契約を12月1日に向けて結ぼうと思っておりますので、町立病院、若しくは田中医院の方にこれらの基本的なインフルエンザの理解を含めてですね、先生の方をお願いをしていきたいなと思っております。

それと施設、特に高齢者の入っている施設においてですね、集団発生をして亡くなったとかということが起きてきていると考えております。保健福祉課といたしましては、町内に特老も持っておりますし、デイ的な施設もございますので、それらを含めて感染した人のお断りという部分を含めてですね、特老であれば家族を含めての通って来る方々、デイサービスにしてみますと罹患した方々についてですね、チェックも含めて特に利用者、そういう施設の利用者につきましては、デイ的なものについては行っていかなければならないと思っております。

議長 10番、室崎議員。
10番 3回しかないわけですから、同じ質問を繰り返したくないので、その点宜しくお願いします。

法との関係については、そういうことだというのが分かりましたが、先ず第1にですね、11月中に個人の責任で予防接種を受けた方に対しては、やはり救済については明確には答弁できないということですね。そうなるのではなかろうかと、おそらく可能ではなかろうかという範囲以上のことは言えないですね、今は。

それから次に、第1類型については今まで通りということなんだけれども、何か聞くところによると、第2類型に関しては努力目標ということですから、救済についても機構法とか何とかという法律ですね、医薬品副作用被害救済研究振興調査機構法ですか、その救済は第1類型、今までのに比べるとドンと額が落ちているのではないかという疑問を呈している動きもあるんですけれども、それは第1類型・第2類型では全く差がないんですか。その辺りはどのように掴んでますか。

その次に、インフォームドコンセプトについての答弁は、少なくとも私が期待したようなものと貴方の方のお答えとは全く擦れ違っていますね。どうも私の質問を取り違えているようなので、もう一度同じことを言いますが、インフォームドコンセプトというのがお医者さんと患者さんの間の説明の問題であるということは、これは分かり切っていることです。私は、厚岸町がお医者さんではないんだから厚岸町がその意味においてインフォームドコンセプトを直接行いなさいなんて言っているわけではないんですよ。ただですね、付帯決議としてそのようなものが付けられていること、すなわちインフルエンザの予防接種がはっきり言うと、町がやってくれるわけだから非常に安くなった、どんどんおやりなさいという話だけに終始して、ここに安全性や或いは効果についての疑問を呈する向きもあるし、現実にもそういうような問題も起きていることもあるわけですね。万が一の危険というのは十分にあるわけですよ。そういう副作用もあるんだということを知って、尚かつですね、それでは宜しく願いますということになる、それで十分な情報の提供を受けないままにですね、町が事業主体となって制度として行ったのだから、これは100%信頼に足りる良いことづくめのものだというふうに誤解されては困る。特に事業主体に町がなっているわけですから、今度は町にも責任が来るわけですよ、そういう言い方をするとちょっと打算的で良くないんだけどね。だから、きちんとした情報提供を行わなければならないわけでしょう。それが委託したお医者さんにその場で言ってくださいということだけで、放置するつもりですか。国会の決議でインフォームドコンセプトをきちんと行うようにといった趣旨、それを掴んでいないということですか、それではやはり旨くないと思いますよ。だから、今の私の質問を誤解したのではなかろうかと思うんです。その点をきちんと答えて頂きたい。

それともう一つは、施設の問題に関しても一番大事なことは、施設というのはこの場合は病院も含みますが、そこで働く人達の意識なんですよ。どうやってインフルエンザ菌を中に持ち込ませないかということについてもですね、やはり現場での意識によって

議 長
保健福祉課

決まるんですね。その点について、貴方の方の立場ではどのように考えているかということを知りたいです。お答え頂きたい。

保健福祉課長。

先ず第1点目につきまして、被害の救済関係でございませぬけれども、いま議員が仰いますとおりに少し下がったようなイメージと言いますか、被害救済についてはないというように私共はおさえております。ただ、定期予防接種の中には障害児養育年金、これは子供は関係ございませぬから、それは除かれております。ですから、医療費・何々手当・年金・死亡一時金・葬祭料、これは同じというように、私も今の情報としてはそのようにおさえておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それと2点目のインフォームドコンセプト、ちょっと誤解をいたしまして申し訳ございませぬ。これはですね、我々が接種をやるという立場において、先に保健福祉課に来て頂きます。それで、インフルエンザの予防の予診表というもので確認をしたいと。ですから、その中で予防接種の内容を含めて、被害を含めて、今までの投薬も含めて、保健婦の段階で聞いて参りたいと思っております。それによってですね、その中で付帯意見をきちんと反映する場を厚岸町役場としてもっていきたく思っております。先に受けられた方についてはどうしようもないんですけれども、致し方ない部分があるんですけれども、台帳も整備しなければいけませんし、予診表も含めてきちんと伝えるという任務がありますので、そのことを行政責任で行うこととなりますので、していきたいと思っております。

それと施設の関係でございませぬけれども、これにつきましては当然、いま言われたとおりですね、お客様を含めての問題以外に、職員のきちんとしたインフルエンザに対する考え方が必要かと思っております。特に町有施設を含めてですね、横の連携がございませぬので、職員のインフルエンザに対するきちんとした考え方を、保健福祉課として当然指導する専門者もおりますので、指導機関ということで考えております。その中できちんとした対応を取って参りたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

議 長

他にございませぬか。

(な し)

議 長

なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成13年厚岸町議会第5回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻11時00分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成13年11月26日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員